

## 豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表運用基準

(目的)

第1条 この基準は、豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表（以下、「別表」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(別表第3項関係)

第2条 別表第3項第3号における「契約の目的を達成することができない」とは、履行を遅延し、かつ、本市に実質的な損害を与えた場合等が該当するものとする。

(別表第4項及び第5項関係)

第3条 別表第4項及び第5項の措置要件に該当した場合における入札参加停止の期間は、別紙の基準によるものとする。

(別表第8項関係)

第4条 別表第8項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

(別表第10項及び第11項関係)

第5条 別表第10項及び第11項に規定する「その他の業務に関連する法令」とは、①建築基準法、②労働基準法、③労働安全衛生法、④道路交通法、⑤道路運送車両法、⑥測量法、⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律、⑧食品衛生法、⑨騒音規制法、⑩河川法、⑪砂利採取法、⑫都市計画法、⑬大気汚染防止法等が該当するものとする。

(別表第11項関係)

第6条 別表第11項に規定する「行政処分」とは、許可行政庁等が許認可権限を規定した法令等に基づいて行う①許可取消処分、②営業停止処分、③法令違反又は不適正な事実の是正を命ずる指示処分等が該当するものとする。

(別表第11項関係)

第7条 別表第11項に規定する建設業法に違反する行為とは、①技術者の不設置、②施工体制台帳の不作成、③経営審査事項の虚偽申請、④一括下請負違反、⑤無許可業者との下請契約締結等が該当するものとする。

(別表第12項関係)

第8条 別表第12項に規定する「業務に関し」とは、個人の私生活上の行為はこれに該当しないものとする。

(別表第12項関係)

第9条 別表第12項に規定する「不正又は不誠実な行為」とは、①落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げる行為、②監督又は検査の実施に当たり本市職員の職務の執行を妨げる行為、③落札したにもかかわらず契約を締結しない行為、④徴せられた損害金を納期限までに納入しない行為、⑤別表各項の措置要件に該当する事実を何度も繰り返す行為等が該当するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

